



## 日·中社会保障協定 説明会

厚生労働省年金局国際年金課 日本年金機構事業企画部国際事業グループ

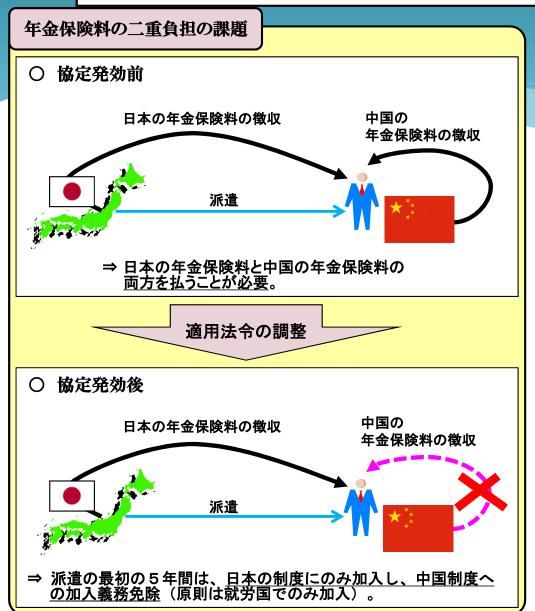
この説明会資料は、2019年7月1日時点の情報に基づき作成しています。 最新の情報は、日本年金機構HP等でご確認をお願いいたします。

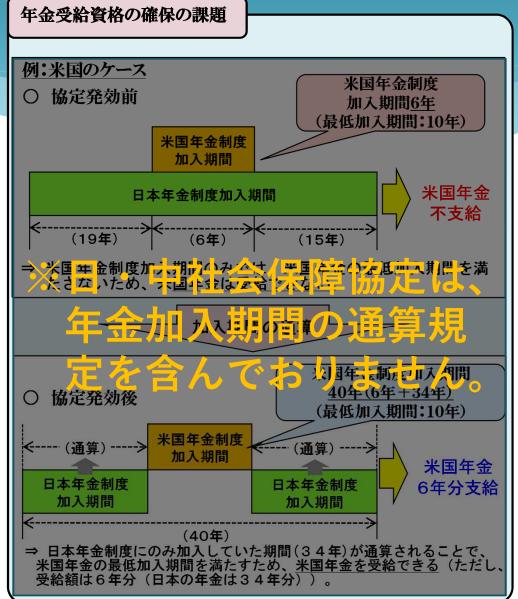
## I 社会保障協定の概要

### 社会保障協定の概要

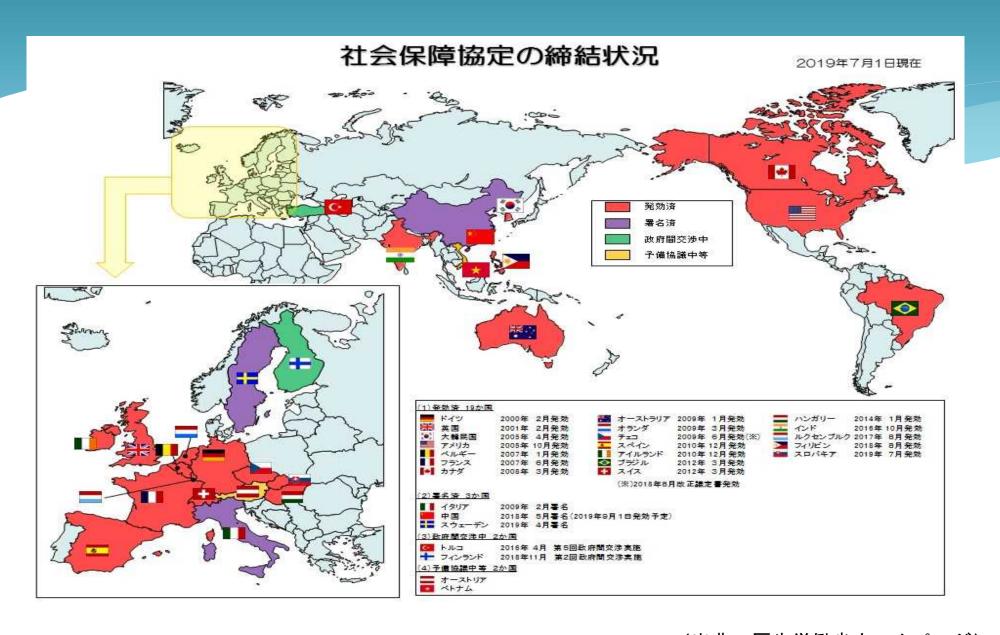
〇 社会保障協定の目的・・・ 国際間の人的移動の活発化に伴う年金等に係る課題の解決

⇒ 年金については、<u>年金保険料の二重負担、年金受給資格の確保</u>が課題となっている。





## 社会保障協定の締結状況



## 社会保障協定の締結状況(再掲)

#### (1)発効済 19か国

ドイツ 英国 大韓民国 アメリカ ベルギー	2001年 2005年 2005年 2007年	2月発効 2月発効 4月発効 10月発効 1月発効
フランス カナダ	2007年	6月発効 3月発効

*	オーストラリア	2009年	1月発効
	オランダ	2009年	3月発効
	チェコ	2009年	6月発効(※)
-	スペイン	2010年	12月発効
	アイルランド	2010年	12月発効
	ブラジル	2012年	3月発効
+	スイス	2012年	3月発効

ハンガリー 2014年 1月発効 インド 2016年 10月発効 ルクセンブルク 2017年 8月発効 フィリピン 2018年 8月発効 スロバキア 2019年 7月発効

(※)2018年8月改正議定書発効

#### (2)署名済 3か国

■ イタリア 2009年 2月署名

中国 2018年 5月署名(2019年9月1日発効予定)

-- スウェーデン 2019年 4月署名

#### (3)政府間交渉中 2か国

✓ トルコ2016年 4月 第5回政府間交渉実施→ フィンランド2018年11月 第2回政府間交渉実施

#### (4)予備協議中等 2か国

オーストリア
★ ベトナム

(出典:厚生労働省ホームページ)

Ⅱ 日・中社会保障協定の概要

### 日・中社会保障協定について

発効日

## 2019年9月1日

#### 本協定の対象

- 〇本協定の対象制度は「<u>年金制度</u>」のみ※です。
  - ◆日本は、国民年金、厚生年金保険が対象です。
  - ◆中国は、<u>被用者基本老齢保険</u>(职工基本养老保险)が対象です。
- 〇また、対象となる者は「<u>被用者</u>」のみとなります。
- ※本協定の対象外の医療保険等については、協定発効後も従前通りそれぞれの法令に基づき適用

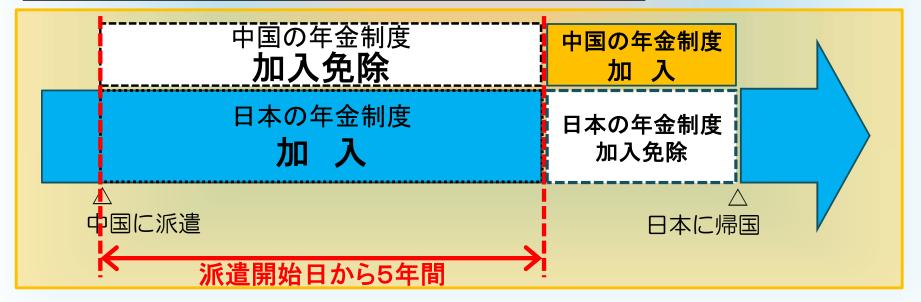
### 日・中社会保障協定の概要

- 本協定は、主に両国の年金制度への強制加入に伴う年金保険料の「二重負担の解消」について規定しています。
- ○「年金加入期間の通算」についての規定は含まれておりません。
- ※日本年金機構の窓口において、中国年金の受給申請書は提出できません。 また、中国の年金担当窓口において、日本年金の受給申請書は提出できません。

#### 日・中社会保障協定における適用調整のルール

- <u>就労している国の年金制度のみに加入</u>することが<u>原則</u>となります。
- ただし、雇用主により相手国に派遣された被用者については、<u>例外的に派</u> 遣開始日から5年間は派遣元国の年金制度にのみ加入することとなります。

《例:日本の企業に勤務する人が中国に派遣される場合》

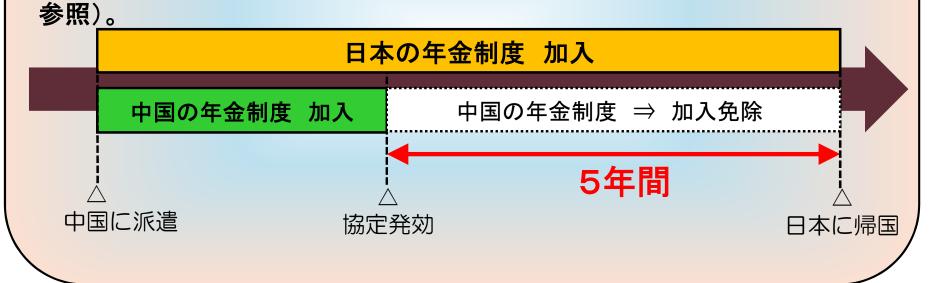


### 加入免除期間の延長

- 〇 <u>派遣期間が5年を超える場合</u>、申請に基づき、 両国関係機関間で協議し合意した場合には、 派遣先国年金制度の加入免除期間の延長が 認められます。
- 〇 ただし、その延長期間は原則として<u>5年を超え</u>ない期間とされています。

#### 協定発効前から派遣されている者について

協定発効日の時点において、既に中国に派遣され就労している場合、協定発効日を起算点として5年間は、日本の年金制度のみに加入し、中国の年金制度への加入が免除されます。 ※5年間を超える場合は申請により延長が認められる可能性があります(P.10



### 厚生年金保険への任意加入

- 日本から中国に派遣された被用者のうち、中国の年金制度のみに加入する者(派遣期間が5年を超え、かつ、延長が認められない場合)については、日本の年金制度(強制加入)が適用免除となりますが、この場合、厚生年金保険に任意加入することができます(特例加入制度)。
- この場合、中国の年金制度(強制)及び日本の年金制度(任意)の双方に加入することになりますが、厚生年金保険に任意加入することにより、当該任意加入の期間における保険料拠出も考慮した厚生年金保険の給付が支給されることになります。

【参考】日本年金機構HP 協定相手国制度に加入する人の厚生年金保険特例加入被保険資格取得申出書 https://www.nenkin.go.jp/service/kaigaikyoju/shaho-kyotei/sinseisho/tenpu.html

#### 同行する配偶者・子

○ 中国から日本に派遣された被用者が日本の年金制度の適用を免除されている場合、その者に同行する配偶者・子は、一定の条件を満たす場合、日本の年金制度の適用を免除されます。(ただし、配偶者・子が日本の年金制度への加入を希望する場合には、その限りではありません。)

### 日・中社会保障協定における自営業者の取り扱い

- 〇 中国において自営業者を対象とした強制加入の年金制度が無く、 保険料の二重負担が生じないことから、自営業者は本協定による 適用調整の対象となりません。
- ※ 日本から中国に赴き、自営業者として就労される方は、両国の年金制度において強制加入の対象となりません。なお、海外に居住することになった時は、国民年金は強制加入被保険者ではなくなりますが、日本国籍を有する者であれば、国民年金に任意加入することができます。
- ※ 中国から日本に赴き、自営業者として就労される方は、日本の年金制度が強制加入の対象となります。

### よくあるご質問:技能実習生について

社会保障協定は、技能実習等の在留資格とは関係なく、協定上の規定に基づき「就労」、「年金制度への加入」等を基準に適用調整を行うこととしており、

- 中国の年金制度(被用者基本老齢保険)に強制加入していない技能実習生については、就労地国である日本の年金制度のみに加入することとなります。
- 中国の年金制度(被用者基本老齢保険)に強制加入したまま中国の雇用 主により日本に派遣されて就労する技能実習生については、適用調整の 対象となり得ます。

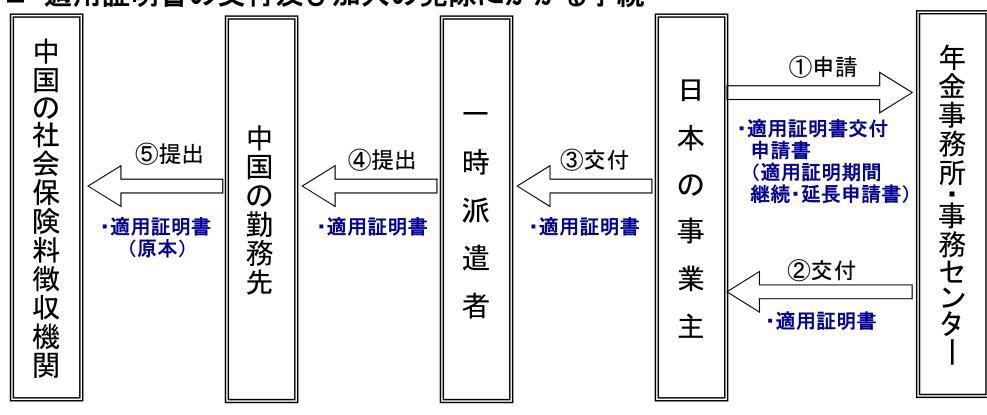
□ 日・中社会保障協定における手続 (1)日本から中国へ派遣されて就労する場合

### 日・中社会保障協定の手続~全体概要~ (日本から中国への派遣)

中国の年金制度の加入免除を受けるには、原則として派遣前に日本の年金事務所又は事務センターにおいて「適用証明書」の交付を受け、中国の社会保険料徴収機関に提出してください。

※日本年金機構(年金事務所又は事務センター)は、協定発効日の1か月前(8月1日)から適用証明書の交付申請を受け付けます。ただし、適用証明書は協定発効日以降順次発送となりますのでご留意ください。

■ 適用証明書の交付及び加入の免除にかかる手続



# 日・中社会保障協定の手続~適用証明書~(日本から中国への派遣)

#### 〔中国に派遣される前の手続〕

- 中国への派遣前(※)に日本の年金事務所又は事務センターに「適用証明書」の 交付申請をしてください。
  - (※) <u>日本年金機構(年金事務所又は事務センター)におきましては、本協定発効日の1か月前(2019年8月1日)から適用証明書の交付申請を受け付けます</u>。ただし、適用証明書は協定発効日以降順次発送となりますので予めご承知おきください。
  - (注)次の方には日本から適用証明書が交付されません。
    - ①日本企業と雇用契約がなく中国国内の企業に直接雇用される方 ②中国で自営業者として 就労する方 ③日本の年金制度に任意加入している方

#### [中国に派遣された後の手続]

- 中国への派遣後直ちに中国の社会保険料徴収機関に対し、<u>適用証明書の原本</u>を提出してください。
- 協定発効前より中国に派遣され就労している被用者の方は、日本で交付された<u>適</u> 用証明書の原本を中国の社会保険料徴収機関に提出の上、中国年金制度上の手続 に従って、加入している中国年金制度の免除の手続を行ってください。
- なお、提出した原本については、当該機関で写しを取った後に返却されることと 、 なっています。

# 日・中社会保障協定の手続~適用証明書~(日本から中国への派遣)

#### ■ 適用証明書(日本側交付分)

(表)

4.4.2 Mr 184 - 7.0 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -			
44 A D MI - 18 + 7 D + 18 T A 1 D + 10 D T			
社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政	府との間の協定		JP/CHN1
日本国政府和中华人民共和国政府社会保障协定			
中華人民共和国で就労する被用者のための日本国公	的年金の適用に関する証明	書	
在华就职人员适用日本公共年金制度的参保证明 ・協定第6条,第7条,第8条2及び第9条/协定第六	- 久 第十久 第八久第一	計 計 計 計 行 禁 十 条	
<ul> <li>行政取決め第3条 / 行政协议第三条</li> </ul>	Carc i Alla Carc i Alla Carcala—	-BATHORI / LOSK	
1 被用者 / 雇员			
氏/姓 名/名	生年月日 / 出生年月日		
L/H 4/H	年/年		B/
(ローマ字/英文字母)			
日本国における住所 / 日本国内住址			
日本の女理を本書品 / 日本女物学本本語品			
日本の基礎年金番号 / 日本基础养老金編号			
2 日本国における事業所 / 日本国内工作单位			
事業所名/単位名称			
→ ★ M 石/ 中亚石柳			
所 在 地/单位地址			
			-
3 中華人民共和国における事業所/中国工作単位			
事業所名/单位名称			
所 在 地/单位地址			-
			-
4 証明 / 证明			
上記1にあげられた者は、次の協定条文に該当するため、 ついて法の適用を受ける。/第 1 项中所述人员因符合以			
第2条1(b)),	I III ALIAN I I III I III I I I	MUHT TOTAL	
該 当 条 文 / 符合条文			
第 条/第 条			
期 M / 期 间	_		
年/年 月/月 日/日	~ 年/年	月/月	日/日
	ii salaan		1 2 7 2 -
5 日本の連絡機関/日本的联络机构			
			的/善音
5 日本の連絡機関/日本的联络机构 名 称/名称			印/盖章
名 称/名称	年/年	月/月	印/燕章

#### (裏)

#### (注意事項)

- 1. この証明書は、あなたが日本の公的年金制度に継続して適用されていること を証明するものです。
  - この証明書は、表面4に記載されている期間中、中華人民共和国の被用者基本老齢保険に関する法令の適用が免除される根拠となりますので、大切に保管してください。
- 2. 派遣先の中華人民共和国の事業所を通じ、本証明書の原本を、派遣先事業所 を所管する社会保険料徴収機関に速やかに提出してください。
- この証明書を紛失またはき損したとき、もしくは記載内容に変更が生じたときは、直ちに、この証明書の交付申請をした年金事務所に再交付の申請をしてください。
- 4. この証明書の証明期間が、不測の事情により延長となるときは、証明期間が 終了する前に、この証明書の交付申請をした年金事務所にご相談ください。

#### (注意事项)

- 本参保证明持有者继续适用于日本公共年金制度。在正面第4项所述期间内,本 参保证明将作为免于适用中华人民共和国职工基本养老保险法律规定管辖的根 返,请叉善保管。
- 请本参保证明持有者通过在中华人民共和国的工作单位,及时向管理该单位的社会保险费征收机构提交本参保证明原件。
- 本参保证明遭遇遗失、损坏,或记载内容发生变更时,请立即向出具本参保证明的任命事务所提示再出具申请。
- 本参保证明的有效期因不可预测的原因发生延长时,请在参保证明有效期结束前, 咨询出具本参保证明的年金事务所。

### 日・中社会保障協定の手続~適用証明書~ (日本から中国への派遣)

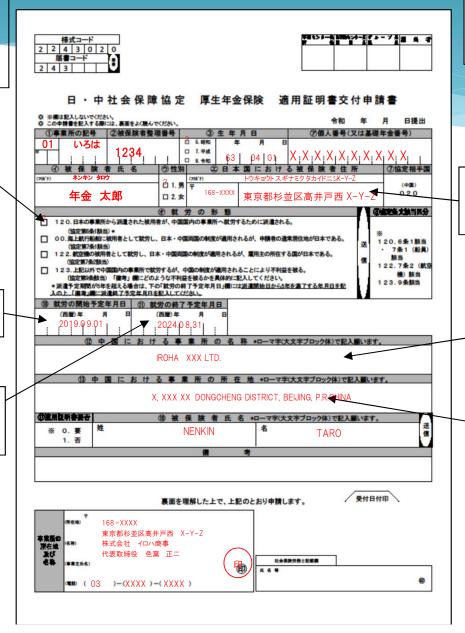
#### 【記入の注意点】

(12)中国における事業所の名称、(13)中国 における事業所の所在地、⑱被保険者 氏名はローマ字(大文字ブロック体)で記 入してください。

「日本の事業所から派遣された被用者が、派遣元 事業主の命により中国国内で就労する」に該当す る場合、「120」に✔を記入してください。

⑩就労の開始予定年月日は、協定の発効日(2019年 9月1日)以降です。

原則5年間は相手国制度の加入が免除されます。 このため、就労の開始年月日が2019年9月1日の場 合、①就労の終了予定年月日は最長で2024年8月31 日です。



※日本年金機構のホーム ページから入手可能

適用証明書には日本年金機構に届出されている 住所が表示されます。日本年金機構に届出されて いる住所と異なる住所を希望する場合、住所変更 届の提出が必要です。

①中国における事業所の名称は、50文字を超える 場合は手書きとなります。可能な限り、50文字以 内としていただくようご協力をお願いします。

13中国における事業所の所在地は、75文字を超 える場合は手書きとなります。建物名や国名を省 略する等、可能な限り、75文字以内としていただく ようご協力をお願いします。

# 日・中社会保障協定の手続~加入免除期間の延長~(日本から中国への派遣)

#### 加入免除期間の延長の手続

日本の事業主から年金事務所又は事務センターに対して「**適用証明期間継続・延長申請**書」を提出してください。

### [加入免除期間の延長について(再掲)]

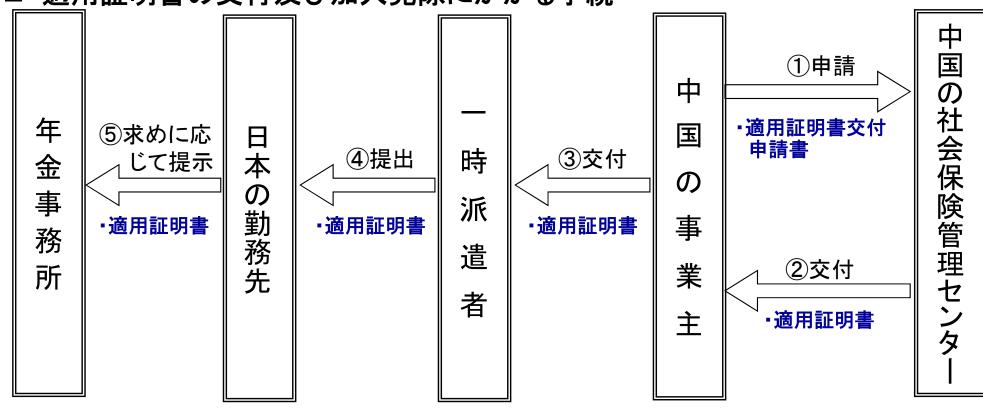
- ●派遣期間が5年を超える場合、申請に基づき、両国関係機関間で協議し合意した場合には、派遣先国年金制度の加入免除期間の延長が認められます。
- ●ただし、その延長期間は原則として5年を超えない期間とされています。

Ⅲ 日・中社会保障協定における手続について(2)中国から日本へ派遣されて就労する場合

## 日・中社会保障協定の手続~全体概要~(中国から日本への派遣)

日本の年金制度の加入免除を受けるには、原則として派遣前に中国の社会保険管理センターにおいて「適用証明書」の交付を受け、求めに応じて年金事務所に提示してください。

■ 適用証明書の交付及び加入免除にかかる手続



# 日・中社会保障協定の手続~適用証明書~(中国から日本への派遣)

#### [日本に派遣される前の手続]

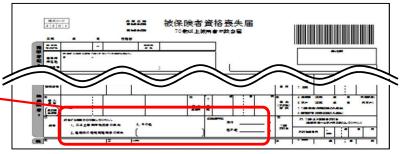
- 日本への派遣前に中国の社会保険管理センターに<u>「適用証明書」</u>の交付申 請をしてください。
  - (注)次の方には中国から適用証明書が交付されません。
    - ①中国企業と雇用契約がなく日本国内の企業に直接雇用される方 ②日本で自営業者として就労する方 ③中国の年金制度に任意加入している方

#### [日本に派遣された後の手続]

- 日本への派遣後は、求めに応じ、日本の年金事務所に対して<u>中国で交付された適用証明書</u>を提示してください。
- 協定発効前より日本に派遣され就労している被用者の方は、中国で交付された適用証明書を日本の年金事務所等に提示の上、「資格喪失届」を提出してください。

<資格喪失届記入の注意点>

「⑦ 備考」欄には、「3. その他」を○で囲み、[ ]に「社会保障協定による喪失」と記入してください。



# 日・中社会保障協定の手続~適用証明書~(中国から日本への派遣)

■ 適用証明書(中国側交付分)

(表)





姓	名	性别	出生日期(日/月/年)	
氏	名	性別	生年月日 (日/月/年)	
	几构证明 / 中国の連 保人员符合协定第		期间仅受中国的职工基本养老保险法律却	规定:
<b>兹证明上述参</b> <b>糟。</b> 上記の被保険	保人员符合协定第_	_条规定的条件,在下述 に該当するため、以下の其	<b>期间仅受中国的职工基本券老保险法律</b> 規 間、中国の被用者基本老齢保険の法令の	
<b>兹证明上述参籍。</b> 上記の被保険 適用を受ける。 <b>自(日/月/年</b>	<b>保人员符合协定第</b> 者が協定第 <u>条</u> こととなることをここ	_条规定的条件,在下述 に該当するため、以下の其		

## Ⅳ 各種お問い合わせ先

### 日本年金機構ホームページ

http://www.nenkin.go.jp/service/kaigaikyoju/shaho-kyotei/

または

日本年金機構 社会保障協定

検索

- ➤ 社会保障協定の概要・ 手続を説明
- > 各申請書が入手可能
- ▶ 協定相手国のホーム ページのリンク先を掲載
- ▶ 直近の協定発効状況を 掲載



### 日本年金に関する問い合わせ先

● 一般的な年金相談に関するお問合せ (ねんきんダイヤル) (日本国内からおかけになる場合には)

0570-05-1165(ナビダイヤル)

(海外からおかけになる場合等には)

十81一3-6700-1165 (一般電話)

※通話料は発信者負担となります。

※受付時間等の詳細は日本年金機構のHPでご確認ください。

● 外国語(英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語・タガログ語・ベトナム語・インドネシア語・タイ語・ネパール語)の通訳サービスを利用した相談(年金事務所窓口・電話)も可能です。詳しくは日本年金機構ホームページ(www.nenkin.go.jp/international/index)をご覧下さい。

## 中国年金に関する問い合わせ先

### 人的資源社会保障部

人力资源和社会保障部

http://www.mohrss.gov.cn (中国語)